

北広島町農業委員会第4回総会議事録

事務局 (第4回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理 譲受人は、申請地に隣接する1363番3の農地を所有しており、父の代から申請地を耕作しています。譲渡人は町外在住で帰って耕作する気がないため、譲受人が購入することになりました。譲受人は機械を全て保有しておられ、荒起こし機から乾燥庫まで持っておられます。すでに耕作をされているため周辺農地への影響はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17番 10月16日に地区担当推進委員と譲受人へ面談を行いました。譲渡人は町外在住で、病気等から耕作が困難となり申請をされました。譲受人は認定農業者として水稻と野菜で農業経営をされておられ、20ヘクタールを目標にがんばっておられます。この地域は、譲渡人を含め複数の認定農業者がほぼ耕作している現状です。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 申請地は現在誰が耕作されているのか。

- 17 番 今年までは同じ地域の方が耕作されていました。なぜその耕作人が譲り受けないのかと言いますと、耕作人は農地を買うのではなく貸借でとっておられた。しかし、譲渡人の強い要望で売買を望んでおられたので、譲受人に売買をすることになりました。
- 会 長 他にご意見ご質問等ございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 10月12日に、3番委員と地区担当推進委員と申請人宅へ伺い現地確認を行いました。図面にある三角の土地が申請地で、すでにコンクリート舗装がされていました。申請人は自宅から道路までの出入りが難しかったこともあり、転用はやむを得ないと考え許可妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 5 番 転用目的等は摘要欄のとおりです。申請地は湿地で基盤を改良したいということでした。昨年7月に農地改良届を提出されておられたが、1年以上かかることから一時転用をされたいということで申請されました。完成は来年の12月とされています。申請人には

10月7日に面談し、10月17日には13番委員、地区担当推進委員とともに現地を調査しました。計画面積は妥当で周辺農地に影響はありません。許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1 番 自主施行ということだが、何か助成や補助金を受けているのか。

5 番 そのようなことはありません。

会 長 他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 申請地は県道から少し入ったところで、申請人の自宅前となります。地目は田となっていますが、すでにコンクリート舗装がされています。ここは、圃場整備で田の方向が変わり、申請地は自宅と高さが同じだが、5648番1は2メートルほど下がっている。この申請地は圃場整備当時に田でなくなっていると思っていたということでした。中間管理機構を通じて貸し付けを行うにあたり、農地の整理をする中で農地のままであることが判明し、始末書添付で申請となりました。すでに舗装されており、許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 中間管理機構関連と言うことだが、具体的にはどうか。

3 番 申請人の足が悪くなったことで耕作困難となり、今年の春から貸付をしようとしたところ、この件の他にも農地の整理が必要ということで申請をされたということです。

2 番 機構集積協力金関連となる案件なのか。

3 番 機構集積協力金関連かはわからないが、農地の整理が必要とのことでこの案件が出たということです。

- 会 長 他にご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 16番 10月12日に3番委員と地区担当推進委員と三人で現地を調査しました。申請人は自宅の裏山に墓地があり見る限りに絶壁のところですが、墓参りや掃除等大変ということから、農地を転用して墓を下ろすことはやむを得ないだろうと思ひ許可相当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11番 10月10日に地区担当推進委員2名と現地確認をしました。申請人は、祖父が当時宅地へ建物を建てたと聞いていたが、調べたところ昭和47年の国土調査で申請地が畑に地目変更がされていることが判明し、適正化をはかるために申請をされました。現状は建物の一部と庭が農地の上に存在しています。農振地域外で、圃場整備はされていないこと、現状は変わらないことから許可妥当と判断しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 4番 10月16日に会長と地区担当推進委員と三人で現地を確認しました。始末書添付ということで、すでに一部杉が植林されていました。申請人は、昨年農振除外申請をされ、これで転用の手続きが終わったと思われ植林をされたようです。今回改めて4条申請が出されました。周辺農地は道路を挟んでおり直接影響はないと判断しました。許可相当だと思います。
- 2番 570番の宅地を囲むように植林して、将来的に影響はないのか。
- 4番 ここに住宅があって申請人が住んでいたが、今は住んでおられず、家を解体して宅地のままになっています。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 1番 申請地に隣接する4629番3は譲渡人の宅地ですが、譲渡人は町外在住で建物はありません。先日撤去を行い、費用を支払う代わりに申請地を譲渡することになりました。4629番4は譲受人の宅地であり、譲受人は配置図のように資材等を置くのに便利であることから転用に至ったということです。周辺の土地は宅地や原野、雑種地といった中に所在します。現況を判断し、譲受人の転用目的からも許可相当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 10月17日に職務代理者と地区担当推進委員と3名で現地調査を行いました。農地の現状は、柚が植えてあるものの荒廃農地に近い田です。一時転用の理由は摘要欄記載のとおりで、電力会社が送電線の建て替え工事にかかり、資材を山へ運ぶための基地として農地を利用したいとのこと。転用面積は適当で、周辺の農地にも影響はありません。一時転用であり問題なく許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

会長 番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 10月10日に地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は自宅周辺に位置しており、申請人は、年に数回実家へ帰り草刈りを行っていましたが、数年前から体調を崩されたこともあり、免許証を返納され年に1回実家へ帰る程度になったということです。現地の状況は原野化しており、農地への復元は難しいと判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 会 長 図面北西側に農地があるが、これは作られているか。
- 1 1 番 申請人は、今回の申請地を含め約6反農地を所有しており、図面の北西側の農地をはじめ地元の法人へ預けている。
- 会 長 他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 6 番 申請人は四十数年前に酪農をされておられ、申請地は牧草地として利用していましたが、現在は酪農を止め、その後放置されていたことから原野化しています。周辺は山林となっており、農地への復元は困難と考え非農地にして山林として管理したいとのことでした。先日申請人立会いのもと現地を確認しました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 申請人は、高速道路が建設された当時、買収ですべて売却したと思っていたところ、申請地が農地のまま残っていたということです。現地は山林化しており農地への復元が困難なことから、非農地と認めざるを得ないと思います。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 10月16日に17番委員と地区担当推進委員と現地を確認しております。申請地は山の山麓の中ほどになります。ここ一帯は、戦後の国の政策で、開拓して大規模な農業を行うためにやって来られた方が農業経営をされておりました。申請人もそのひとりですが、健康上の理由で農業をやめられ、息子が継ぐこともないまま現在荒廃しているということです。周辺は山林で、植林されたり、農地であっても荒廃していたりしています。こうしたことから非農地申請をされました。現地を確認したところ妥当と判断します。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 去る10月10日に地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は自宅の裏手にあり、現況は原野化しており竹が生えております。申請人は数年前から住所を県外へ移され、こちらへ帰ってくる意思はないと聞きました。20年前から耕作放棄されており、農業用水はなく機械も入らないような農地で、現在は境界がわからないくらい荒廃していました。申請人が耕作していた農地は数年前から地元の法人へ貸されております。以上の事から、農地への復元は困難と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

8番 周辺に畑と田があるが、影響はないのか。

11 番 この農地は、今は何も作っていないが保全管理をされており、すぐに使えるようにはしている。

会 長 他にご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

2 番 農林課の担当職員と農業委員会事務局は現地確認を行っているのか。

事 務 局 事務局はすべての農地について現地確認を行っています。農林課の担当職員は別途町の職員として現地確認を行っています。一緒には行っていません。

10 番 太陽光施設は買取価格の補償が10年と言われているが、10年後に申請人が放棄せずに維持管理が行えるのかどうかを確認されるものなのか。

事 務 局 その後の何十年先について、農振除外した農地を見ていけるのかというと難しい。ただ、許可申請される事前審議の中で、将来的にどのように管理されるかを確認することはできると考える。

会 長 他にご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩